

## 第4章 重要水防箇所

### 第1節 県管理重要水防箇所

県管理河川における重要水防箇所（河川・海岸・湖沼等のうち、水害を警戒又は防御するため、特に重要な区域）は、別冊「資料編」に記載されているとおりである。

### 第2節 国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所は、別冊「資料編」第1章第3節（国土交通省管理河川等の重要水防箇所）のとおりである。

なお、出水期前に直轄河川事務所で実施する利根川・江戸川・霞ヶ浦合同巡視において、管轄する水防管理団体が関連する重要水防箇所及び現地の確認を行うものとする。